

マイカ一規制の実施に係る評価及び見直し等一覧

\* 主要論点中の(H20\_01)は、平成20年度第1回利用対策部会での委員の発言を示す。

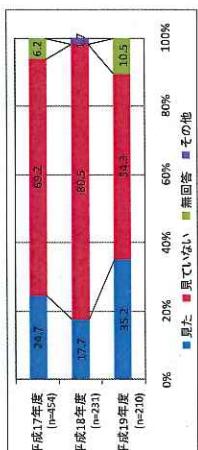
大別 細別	計画に向けた取りまとめ	第2期計画に向むかう主要論点	
		調査度	課題
（3）代耕バスの運行条件把握	乗換駅直営も決まっていないため、シャトルバスの運行条件の把握は行なわれていない。 の利用の要請も上がっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗換駅直営も決まっていないため、シャトルバスの運行条件の把握は行なわれていない。</li> <li>・タクシー等、バス以外の公共交通の利用の要請も上がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗換駅直営も決まっていないため、シャトルバスの運行条件の把握は行なわれていない。</li> <li>・タクシー等、バス以外の公共交通の利用の要請も上がっている。</li> <li>・シャトルバスの運行条件の把握は行なわれていない。</li> <li>・タクシー等の公共交通の利用は、深刻に検討する必要はない。</li> <li>・マイカー規制を実施されればあるほど、マイカー規制を早くやるべきだと思う。（H17_03）</li> <li>・利用者の行動様式を踏まえ、バス・タクシー等の公共交通のネットワークによるきめ細かな交通サービスの提供について検討すること。（H17_03）</li> <li>・シャトルバスを成功させるためには、目的地から駐車場が近いことが大切。（H18_01）</li> <li>・マイカー規制の導入にあたっては、泰良交通やタクシーサービス等の輸送プロの意見を聞くべきである。（H18_02）</li> <li>・タクシー業界でも、乗合タクシーやなどの従来とは異なる方法で、公共交通を補うことが可能となっている。公共交通を補完するタクシーの利用についても、当部会で検討して欲しい。（H19_02）</li> </ul>
（4）大台ヶ原の利用に関する地域経渉との関係調査	H18-120(参考資料4-1 p.16) ・大台ヶ原山麓地域の観光施設（川上村及び上北山村の道の駅）における行楽シーズンのアンケート調査から、42.3%が通過利用者であり、35.6%が大台ヶ原への来訪者であり、21.7%が山麓施設を目的とすることが明らかになつた。 ・なお、本年度は大台ヶ原の周辺の利用施設等を対象に、施設の営業内容、大台ヶ原利用者の利用状況等を調査し、大台ヶ原の地域経済との関係を分析する。 ・回答総合目的の旅行平均費用は7,535円、内2,515円を大台ヶ原周辺地域で消費している。 ・宿泊旅行者では、平均17,200円、内29.8%を大台ヶ原周辺で消費している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋季の行楽シーズンの大台ヶ原、周辺地域の消費状況および、消費状況が明らかになつたが、観光業者の経営状況、引いては、地域経済の動向については調査されていない。</li> <li>・近年中は調査実施予定。</li> <li>・再生のガソリン価格の高騰や利潤率地区割合の導入等、地域経済に及ぼされた影響が把握されていない。</li> <li>・また、マイカー規制を導入した際に新たな振興策は検討できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の大台ヶ原への来訪者の消費状況は一概明らかになつたが、近年中は社会情勢の変化および、等については調査されていない。</li> <li>・地域の観光業者の経営状況等を踏まえ、利用者の行動様式につなげていくべき。（H17_03）</li> <li>・マイカー規制を導入した場合の経済的な便益と把觸でできない。（H20_01）</li> <li>・マイカー規制を導入した際に新たな振興策は検討できていない。</li> <li>・マイカー規制は、地域と結びつけて検討するべきで、現状の地域における観光収入等の調査が必要といえる。（H20_01）</li> </ul>
（5）条件整理	マイカー規制の事例調査 H16(参考資料4-1 p.18) ・上高地、乗鞍等の先進事例について情報収集を行った。その結果、地元と公共交通機関と開拓行為機関で構成する運営協議会による実施が大半である。また、次のような効果と課題があることが確認された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例調査により、各地における各主体特になし。</li> <li>・先進事例の分析から、マイカー規制の実施主体の大半は、地域連携の協議会による実施であることが明らかになつた。</li> <li>・シャトルバス運営における効果と課題が明らかになつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー規制について、富士山、上高地、乗鞍岳、白山等の先進事例の調査を行い、各地のマイカー規制導入の経験や実施主体、実施後の効果と課題等を把握できた。</li> </ul>
	効果分析 H16(参考資料4-1 p.18) ・樹木や野生動物等の自然環境の改善傾向が見られた。（乗鞍岳、白山） ・地域イメージや利府の質の向上を図り、それによつて地域経済への影響が最も大きいとした。（上高地） ・利用マナーが向上した。（乗鞍岳） 課題：・天候不順によって利用者が減少すると、シャトルバスの収支が赤字になる。（富士山） ・観光者数が大幅に減少した。（乗鞍岳） ・地元観光業者と連携があり、規制期間の調整が難航している。（富士山） ・観光バスでの来訪者は山頂での滞在時間が短く消費活動も少ない。（乗鞍岳）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー規制について、富士山、上高地、乗鞍岳、白山等の先進事例の調査を行い、各地のマイカー規制導入の経験や実施主体、実施後の効果と課題等を把握できた。</li> </ul>	

\* 参照資料4-1の「H20\_01」は、平成20年春山回用計画会議の発言を示す。

大別 細別	課題	第1期計画の評価		第2期計画に向けた主要論点	
		達成度	評価に向けた取りまとめ	達成度	評価に向けた取りまとめ
①マイカー規制に対する意識調査 H16 (参考資料4-1 p.26)	①マイカー規制に対する意識調査より、およそ8割の利用者がマイカー規制が必要であるという意識を持っていた。	・来訪者に対する意識調査より、およそ8割の利用者からマイカー規制への理解が得られていない。	・マイカー規制が必要な理由としては、第一に「自然環境の保護・保全のため」が挙げられている。	・マイカー規制が必要であるといふことは、地元の理解が得られないようと思われる。地元に理解がどの程度得られているか、についても、きちんと把握する必要がある。(H19_03)	
②アンケート調査結果におけるマイカー規制が必要な理由としては、「自然環境の保護・保全のため」が挙げられている。	図1：ビーカー時の対策の必要性について(左:H15、右:H16)				
(6)その他の条件整理	②マイカー規制が必要であると考える理由 H17-11-18 (参考資料4-1 p.27)	・山上駐車場が車両状態となつた日において、蓄熱化物(Nox)の明確なビーカーと交通量によって、Nox濃度は関係性が認められた。 しかし、時間変化としては明確な関係性はみられなかった。	・山上駐車場の混雑時ににおける蓄熱化物(Nox)等の発生量と交通量に関係性がわることが明らかとなった。 この結果が、大台ヶ原の自然環境へどのように影響するかが明らかにならない。	・本調査により蓄熱化物(Nox)等の発生量と交通量に関係性がわることが明らかとなった。 この結果が、大台ヶ原の自然環境へどのように影響するかが明らかにならない。	
1. 条件整理	③大台ヶ原林水生生性蘚苔類調査 H17-11-18 (参考資料4-1 p.28)	・山上駐車場が車両状態となつた日において、蓄熱化物(Nox)の明確なビーカーと交通量によって、Nox濃度は関係性が認められた。 しかし、時間変化としては明確な関係性はみられなかった。	・貴重な調査結果が得られたものの、観測点が山上駐車場入口部1箇所であり、これが局辺の自然環境にどのような影響を及ぼすのかは本調査では明らかにされない。	・貴重な調査結果が得られたものの、観測点が山上駐車場入口部1箇所であり、これが局辺の自然環境にどのような影響を及ぼすのかは本調査では明らかにされない。	
2. 総括	④大台ヶ原林水生生性蘚苔類調査 H18 (参考資料4-1 p.28)	・既往調査も含めて、大台ヶ原では計127種の蘚苔類が確認された(H18年度時点)。 ・人の利用による環境の影響を把握するために、樹木着生性蘚苔類調査を行った。組成を1984年の調査報告と比較すると西大台では大きな違いがみどめられたものの、東大台・駐車場周辺では環境の変化に伴い、強光・乾燥に強い種の侵入も確認された。	・大台ヶ原の自然環境を表す指標の一つとして蘚苔類の生育状況をある程度把握できた。 ・1984年の調査結果と比較すると、強光・乾燥に強い種の侵入が確認された。人の利用がどれくらい自然環境へ影響を与えているかを把握するには至らなかつた。	・大台ヶ原の自然環境についてでは、直線的に自動車利用の影響を評価できるものではないことをはっきり認識すべき。(H17_01) ・調査所は西大台の3ヶ所としているが、山上駐車場付近での調査の必要性が指摘されており、現場を熟知している土永氏の協力依頼も含め、今後も検討していく。(H17_01)	
協議会による検討	⑤協議会の組織化には至らなかつた。 ・そのため、協議会による検討は行われていない。	・マイカー規制について、その必要性も含めて地元に説明し、理解を得た上で早急に協議会を設置するべきである。(H18_02)	・マイカー規制について、その必要性も含めて地元へ丁寧に説明し、理解を得た上で地元自治体や関係機関等の十分な理解を得るために協議会による検討には至っていない。	・マイカー規制について、その必要性も含めて地元へ丁寧に説明し、理解を得た上で地元自治体や関係機関等の十分な理解を得るために協議会による検討には至っていない。	※ 主要論点中の「H20_01」は、平成20年度第二次定期評議会での委員発言を示す。



大別	細別	評面に向けた取りまとめ		達成度	課題	第2期計画に向かう主要論点	
		実施年度	実施年月			実施年度	実施年月
総括						・公共交通利用促進に係る取組によつて、わざかながらも来訪者の意識を向上させることができる。 ・インターネット等による情報発信による情報伝達手法として確立できた。	・駐車場における交通誘導、白線のひきなど、できるところから対策を実施すべきである。(H18_地域懇談会)
	①公共交通利用促進のための広報	平成17年度から20年度にかけて累計 H17-H20(参考資料4-1 p.32)	・平成17年度から駅、博物館、私鉄駅等において、ポスターの掲示、リーフレットの配布等を行い、公共交通利用促進キャンペーンの情報を発信した。 表3：ポスター・リーフレット等の掲示・配布実績（単位：枚）	・ポスター、リーフレットの掲示、配布場所については、より効果的な配置を考える必要がある。 また、内容については、より来訪者に有益な情報を提供していく必要がある。 外国人等、多様な利用者を相手に入れ、わかりやすい広告手法を検討することも考えられる。	・ポスター、リーフレット等による大台ヶ原への来訪を呼び掛けた。	・H17 年度から大台ヶ原における公共交通利用促進を社会に継続的に情報発信してきたこととは一つの成果といえる。 ・ポスター、リーフレット等の効果的な配分、来訪者への有益な情報内容等、再検討すべき課題もある。	・チラシ及びポスター等の広報については、地域情報とリンクされていることが望ましい。(H17_01) ・HP にはアクセス方法だけでなく、コースガイド、吊りのバス時刻までの山頂への使い方にに関する情報を記載するところは良い。(H17_01) ・マイカー規制の導入までの間暫定に行う公共交通機関の利用促進キャンペーンはやらないより良いが、それだけで終わらせていけない。(H17_01 & H18_01)
	②インターネット等による交通情報の提供（山上駐車場混雑情報）	H17-H20(参考資料4-1 p.32)	・インターネットによる交通情報の提供（混雑予報の掲示、山上駐車場混雑情報の提供）は、閲覧者の割合が比較的多く用があった。 ・実施期間は、H17 年度（3 日間）、H18 年度（7 日間）、H19 年度（13 日間）、H20 年度（8 日間）。 ・アンケート結果によると、ドライブウェイ入口における駐車場満車情報の提供では、満車情報を得ても、そのまま予定通り山上へ向かう人が半数以上を占めた。	・ホームページによる山上駐車場の混雑予想および混雑状況の情報を発信し、来訪者にインターネットによる情報提供をしていることを認知させる広報手法に課題が有る。 ・誰もが利用しやすい情報提供手法が望まれる。	(一) 公共交通利用促進	・来訪者にインターネットによる情報提供を実施できることは一つの成果といえる。 ・インターネットによる情報発信は有用であることが明らかとなつたことから、今後とも混雑が生まれる。 ・今後は、器械操作が苦手なお年寄り等も含め、分かりやすい情報発信手法を検討していく必要がある。	・インターネットによる情報発信を実施できたことは一つの成果といえる。 ・インターネットによる情報発信は有用であることが明らかとなつたことから、今後とも混雑が生まれる。 ・今後は、器械操作が苦手なお年寄り等も含め、分かりやすい情報発信手法を検討していく必要がある。
	4. その他の実施項目					図6：交通情報の利用状況	※ 土著論点H16_H20(01)は、平成22年度第1回利用対策部会での委員の発言を示す。



大別	細別	調査に向けた取りまとめ	第2期計画に向けた主要論点																																									
			課題	第1期計画の評価																																								
③利用者アンケート調査	III.7～II.20 (参考資料4-1 p.32)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通情報利用者に調査した結果、広報を見て、どのくらいマイカーで来れる人が大部分を占めている。</li> <li>当初マイカーを利用する目的だったが、広報を見て予定を変えて公共交通を利用して来訪した人は、わずかが数%であったが、当初の予定通り公共交通で来た人も合わせると、公共交通利用者は微増傾向にあることが分かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大台ヶ原への来訪者が、公共交通利用が促進の広報を見て、どのくらい公共交通に乗るかということが明らかになった。ただし、次回来訪時交通手段としては、公共交通への利便性が少ないと見える。</li> <li>・ 結果から、公共交通機関に乗り換えた人は、回答者の数%にとどまり、成果としては低いことが明らかになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通利用促進の情報が社会に周知できたものの、公共交通への乗換率が低かった。ただし、次回来訪時の交通手段としては、公共交通への利便性が少ないと見える。</li> <li>・ マイカー利用者は微減状況にあるが、それが、平成20年度の計画にどうつながっているのかが分からず、分析結果に対する評価をきちんとして、次年度の計画につなげるようにすべき。(H19_03)</li> </ul>																																								
(1) 公共交通利用促進	④その他実施項目	<p>図8：伝統の影響</p> <table border="1"> <caption>図8: 伝統の影響</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>自家用車</th> <th>路線バス</th> <th>観光バス</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年度</td> <td>10%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>図9：次回来訪時の交通手段</p> <table border="1"> <caption>図9: 次回来訪時の交通手段</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>自家用車</th> <th>路線バス</th> <th>観光バス</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年度</td> <td>65%</td> <td>25%</td> <td>10%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>65%</td> <td>25%</td> <td>10%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>75%</td> <td>15%</td> <td>10%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	年	自家用車	路線バス	観光バス	その他	H17年度	10%	25%	15%	50%	H18年度	15%	25%	15%	50%	H19年度	15%	25%	15%	50%	年	自家用車	路線バス	観光バス	その他	H17年度	65%	25%	10%	0%	H18年度	65%	25%	10%	0%	H19年度	75%	15%	10%	0%	<p>①大台ヶ原における自動車交通対策について</p> <p>近畿運輸局、奈良県、県警、警察署、上北山村、川上村、環境省と交通対策会議で情報共有を行っており、下記のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線等に起因する事故は見られないものの、ところどころで速度を出しやすいポイントがあり、そこで事故が多発している。</li> <li>・ マイカー規制を成功させるには地元との調整が不可欠である。</li> <li>・ 大台ヶ原については、駐車場の場所の選定等、地理的な状況に問題がある。</li> <li>・ 公共交通で来訪されると地域全体の経済的なメリットはなくなってしまう。</li> <li>・ 地域全体でうるおいのある形で実施しないと、行政としてはマイカー規制に賛成できない。</li> <li>・ 村内には多くの觀光地點があるため、観光客にはマイカーで移動ししむ。</li> <li>・ 住民や交差点より上に乗り換える駐車場を設置するのであれば、反対しない。</li> <li>・ 大台ヶ原については、駐車場の場所の選定等、地理的な状況に問題がある。</li> </ul> <p>②路肩駐車防止措置</p> <p>III.7(参考資料4-1 p.37)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場をオーバーフローした車両が路肩駐車することにより、植生への影響、安全性確保の面から問題となってきたため、平成17年度に道路敷に沿って路肩可舗な路肩との境界部に杭及びロープを設置することにより路肩への駐車を防止し、植生の保護と道筋の確保を図った。</li> <li>・ しかし、駐車場よりオーバーフローした車両が道路敷きに駐車することにより通行帯がさらになってしまったため、平成18年度に、杭及びロープの移転を行った。</li> </ul>	<p>・ 現段階では、情報共有・意見交換の場にとどまっている。</p> <p>・ 現段階では、関係機関の連携を強化していくこと、今後も継続して、関係行政機関による会議や地域懇談会などを開催し、着実にマイカー規制の実施に向けた検討・合意形成を進める必要がある。(H18_02)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H19年10月に関係行政機関の「自動車交通対策にかかる会議」を開催しているが、現状の交通問題を検討しているだけで、マイカー規制に繋がる内容になっていないのではないか。マイカー規制は、自然再生推進計画の柱の一つなので、それに向けた取り組みをしっかりと進めるべきである。(H19_03)</li> <li>・ 「自動車交通対策にかかる会議」に、交通事業者が入っていたいのも問題である。マイカー規制を進めていた交通事業者の協力が不可欠である。(H19_03)</li> </ul> <p>* 主要施設中の「(H20_01)」は、平成20年度第一回定期審議会での委員の発言を示す。</p>
年	自家用車	路線バス	観光バス	その他																																								
H17年度	10%	25%	15%	50%																																								
H18年度	15%	25%	15%	50%																																								
H19年度	15%	25%	15%	50%																																								
年	自家用車	路線バス	観光バス	その他																																								
H17年度	65%	25%	10%	0%																																								
H18年度	65%	25%	10%	0%																																								
H19年度	75%	15%	10%	0%																																								